

仕 様 書

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 KYOTO GAMES e スポーツ事業企画運営等業務委託

(2) 業務の背景

e スポーツは、年齢や性別、障害の有無にかかわらず幅広い人が参加できる特性を有し、競技機会の創出だけでなく、世代間交流や人材育成、地域コミュニティ形成、地域活性化への効果が期待されている。

京都府ではこれまで、サンガスタジアム by KYOCERA を活用し、競技大会や人材育成事業等を通じて e スポーツの普及やコミュニティ形成に取り組んできた。

本事業は、これらの取組で培ったネットワークを活かし、e スポーツを通じた交流機会の創出、競技人口の拡大及びコミュニティ形成を推進するとともに、将来的な市町村対抗大会や KYOTO GAMES 正式種目化を見据えた競技基盤の形成を図るものである。

(3) 業務目的

本業務は次の事項を目的として実施する。

- ア e スポーツの普及促進
- イ 世代間交流及び地域間交流の促進
- ウ スポーツ参加機会の創出
- エ 競技人口の拡大
- オ 地域コミュニティ形成
- カ 将来的な市町村対抗大会の実現に向けた基盤形成
- キ e スポーツ人材及び運営人材の育成
- ク 地域活性化及び関係人口の創出

(4) 将来像

本事業は単年度イベントとして実施するものではなく、持続的な競技基盤及び地域コミュニティの形成を目指して実施する。

- ア 誰もが参加できるeスポーツ環境の形成
- イ 府内eスポーツコミュニティの形成
- ウ 世代間交流及び地域交流の促進
- エ 競技者の発掘及び育成
- オ 市町村対抗大会につながる地域ネットワーク構築
- カ eスポーツを活用した地域活性化
- キ 京都からのプロ選手、配信者及び大会運営人材の輩出
- ク スポーツを通じた共生社会の実現

2 K P I

受託者は、下記目標の達成に資する企画を提案すること。

項 目	目 標
来場者数	400 人以上
オンライン視聴者数	7,600 人以上
メディア掲載件数	3 件以上
満足度	80%以上
総接触人数（※）	10,000 人以上

※来場者数、オンライン視聴者数、メディア掲載件数及び満足度については、体験会及びオープン大会の合計とする。

※総接触人数（※）については、オープン大会を対象とし、会場来場者数、ライブ配信視聴者数及びアーカイブ視聴者数の合計とする。

3 委託業務内容

受託者は、「KYOTO GAMES フェスティバル e スポーツ・アーバンスポーツ体験会」及び「KYOTO GAMES e スポーツオープン大会」の実施に当たり、事業目的の達成に向け、企画立案、運営、配信、広報及び効果検証を総合的に実施すること。

また、本事業が将来的な競技基盤の形成及び地域コミュニティの創出を目指すものであることを踏まえ、参加者、競技団体、教育機関、市町村、民間事業者その他関係者と連携しながら事業効果の最大化を図ること。

なお、業務の一部を再委託する場合であっても、受託者は事業全体の統括責任者として、企画立案、進行管理、品質管理及び実行委員会との連絡調整を主体的に行うこと。

出演者の活用に当たっては、集客のみを目的とするのではなく、競技人口の拡大、地域交流、コミュニティ形成及び競技基盤形成への効果を踏まえ、事業目的との整合性及び費用対効果を十分に考慮すること。

（1）全体統括

受託者は、本事業の総括責任者として、体験会及びオープン大会に係る企画、広報、運営、配信、効果検証等を一体的に実施し、事業全体の進行管理を行うこと。

また、実行委員会との協議のもと、実施計画の策定、スケジュール管理、安全管理及びリスク管理を行うとともに、出演者、競技団体、会場管理者等の関係者との連絡調整を一元的に担うこと。

- ・事業全体の企画立案
- ・スケジュール管理
- ・予算管理

- ・関係機関調整
- ・安全管理
- ・実行委員会との協議

(2) 体験会

ア 実施概要

- ・開催日：令和8年11月1日（日）
- ・会場：京都府立山城総合運動公園（予定）
e スポーツ体験会は公園センター内、アーバンスポーツ体験会は体育館
軒下を想定（別紙4のとおり）

イ 要求事項

受託者は、初心者や未経験者が気軽に参加できるe スポーツ体験会及びアーバンスポーツ（ダブルダッチ）体験会を実施すること。体験会は、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できる内容とし、参加者同士の交流促進やコミュニティ形成につながる企画とするとともに、安全管理及び初心者へのサポート体制を確保すること。

- ・初心者が参加しやすいこと
- ・多世代交流を促進すること
- ・障害の有無にかかわらず参加できること
- ・安全に配慮すること

ウ 提案事項

- ・実施内容
- ・使用タイトル
- ・出演者
- ・コミュニティ形成施策

(3) オープン大会

ア 実施概要

- ・開催日：令和9年2月20日（土）
- ・会場：サンガスタジアム by KYOCERA（予定）
e-SPORTS ZONE（4F）、コワーキングゾーン（4F）及びVIPエリア
（2F）の活用を想定（別紙5のとおり）

イ 要求事項

受託者は、「KYOTO GAMES e スポーツオープン大会」の企画・運営を実施し、競技機会の創出、競技人口の拡大、競技者の発掘・育成及び交流人口の創出を図るこ

と。大会はオープン部門を基本とし、将来的な市町村対抗大会につながる競技基盤の形成に資する内容とするとともに、競技タイトルは公共性、継続性、競技性及び観戦性を考慮して選定すること。

- ・オープン部門を基本とすること
- ・オープン大会参加者数は10,000人以上を目安とすること（オンライン含）
- ・市町村対抗大会の基盤形成に資すること
- ・競技人口拡大につながる事

ウ 提案事項

- ・ゲームタイトル
- ・競技形式
- ・エキシビション企画
- ・著名人活用

（４）配信

受託者は、会場来場者のみならず、オンライン参加者及び視聴者に対しても本事業の魅力効果を効果的に発信するため、オンライン配信を実施すること。配信については、競技中継を中心とした配信を行うこと。

アーカイブ配信については原則として大会終了後1か月以上公開すること。

ア 必須事項（オープン大会）

- ・ライブ配信
- ・アーカイブ配信
- ・実況解説

イ 提案事項

- ・多言語配信
- ・ミラー配信
- ・インフルエンサー連携

（５）広報・プロモーション

受託者は、本事業の認知度向上及び参加者確保を図るため、戦略的な広報・プロモーションを実施し、会場来場者数、オンライン視聴者数及びメディア露出の拡大に努めること。また、KYOTO GAMESのブランド形成及び継続的なファン獲得につながる広報展開を行うこと。

ア 必須事項

- ・プレスリリース
- ・チラシ 200 部以上
- ・ポスター 100 部以上

イ 提案事項

- ・SNS 施策
- ・メディア連携

(6) 協賛獲得支援

ア 要求事項

協賛企業の獲得を支援するため、営業資料及び協賛メニューを作成するとともに、必要に応じて協賛営業に係る助言を行うこと。

イ 提案事項

協賛メニュー及び営業資料を作成すること。

※協賛営業の主体は実行委員会とする。

(7) 効果検証

受託者は、本事業終了後に各種指標を分析し、事業効果を検証するとともに、成果、課題及び改善提案を取りまとめた報告書を作成すること。なお、オープン部門については、将来的な市町村対抗大会の実施を見据えた課題整理及び改善提案を行うこと。

- ・KPI 達成状況分析
- ・来場者分析
- ・視聴者分析
- ・アンケート分析
- ・市町村対抗大会に向けた提言

(8) 成果物作成

受託者は、本業務の実施結果を整理し、成果物を作成すること。

4 実施条件

(1) 打合せ・協議

受託者は、実行委員会との連携のもと事業を実施し、必要な協議及び打合せを行い、その内容を記録した資料及び議事録を提出すること。

(2) 実施体制

受託者は、本業務全体を統括する責任者を配置するとともに、円滑かつ安全な事

業運営に必要な実施体制を構築すること。

(3) 会場調整等

受託者は、会場管理者その他関係機関との調整、各種申請手続及び会場準備を行うこと。

(4) 経費負担

本業務の実施に必要な人員、機材、通信環境その他の資源は、原則として受託者が確保するものとし、本業務の実施に要する経費は委託料に含むものとする。

また、会場利用に必要な申請手続、施設管理者との調整及び利用料等についても、受託者の負担とする。

なお、会場使用料等が契約締結後に確定する場合は、実行委員会が必要と認めるときは、見積書の再提出を求めることがある。

(5) リスク管理

受託者は、本事業の実施に当たり、安全管理計画及びリスク管理体制を構築すること。

特に次の事項について事前に対応計画を策定すること。

- ・ 救護対応
- ・ 災害対応
- ・ 通信障害
- ・ 機材故障
- ・ 出演者欠席
- ・ 競技進行遅延

5 成果物

受託者は、成果物を電子データにより納品すること。

- ・ 実施計画書
- ・ 実施報告書
- ・ 写真データ
- ・ 動画データ（撮影した場合）
- ・ アンケート集計結果

6 知的財産権

本業務により作成された成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託料の支払いをもって実行委員会に帰属するものとする。

また、本業務において撮影又は作成した写真、動画その他の記録データについては、実行委員会が広報、PR、事業報告その他公益目的に使用できるものとし、受託者は肖像権その他必要な権利処理を行うこと。

7 個人情報の取扱い

受託者は、本業務により取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、適正に管理しなければならない。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、実行委員会と受託者が協議の上決定する。

9 情報管理

受託者は、本業務の遂行により知り得た情報及び個人情報を適正に管理し、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本義務は契約終了後も同様とする。